

5 アレルギー疾患対策

(1) 現 状

- アレルギー疾患を有する者は増加し、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約二人に一人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われています。(気管支ぜん息 180 万人、アレルギー性鼻炎 167 万人、アトピー性皮膚炎 125 万人) *1
- 平成 27 年 12 月に施行されたアレルギー疾患対策基本法に基づき、平成 29 年 3 月には「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」が策定され、国では、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症及び食物アレルギーについて、対策の総合的な推進を図ることとしています。
- 医療の進歩に伴い、科学的見地に基づく医療を受けることにより、症状のコントロールがおおむね可能となってきていますが、全ての患者がその恩恵を受けるためには、診療に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）などにのっとった医療の更なる普及が必要です。
- 重症例や治療が困難な症例等の場合は、専門医療機関による治療が必要となります。令和 6 年 5 月現在十勝には、一般社団法人日本アレルギー学会（以下、「学会」という。）から認定された専門医が 8 名おりますが、道内のアレルギーの専門外来（98 医療機関）と学会から認定された専門医（118 人）は、都市部に集中している状況です。*2、*3
- 道では、令和 4 年にアレルギー疾患医療の拠点となる「北海道アレルギー疾患医療拠点病院」（1 医療機関）（以下「拠点病院」という。）及び、拠点病院を支援する「北海道アレルギー疾患医療地域協力病院」（10 医療機関）（以下「地域協力病院」という。）を第三次医療圏ごとに 1 か所以上選定し、道内アレルギー疾患医療の診療連携体制の構築を進めており、十勝では、帯広厚生病院が地域協力病院として選定されています。

【北海道アレルギー疾患医療拠点病院・地域協力病院】

令和 6 年 2 月現在

医療機関		第二次医療圏	第三次医療圏
北海道アレルギー疾患医療拠点病院	北海道大学病院	札幌	道央
地域協力病院	帯広厚生病院	十勝	十勝

- アレルギー疾患については、その症状が多様であることや治療が困難な側面もあり、民間療法も含め膨大な情報が氾濫していることから、厚生労働省、北海道及び学会等では、ホームページなどを活用し、アレルギー疾患に関する最新の正しい情報提供に努めています。
- アレルギー疾患は、患者ごとに原因物質が異なったり、同じ原因物質でも全く異なる症状が出現するなど、個別の対応が重要となります。
- アレルギー疾患による症状は、生活の質（QOL）の低下に関係するものが多く、患者は身体的な面だけでなく、精神的、心理的な負担もあることから、医療提供体制に加え相談体制が必要となります。
- 帯広保健所では、アレルギー疾患に関する専門的な相談が必要な場合には、道内の学会認定専門医について情報提供を行い対応しています。
- アレルギー疾患医療の全国的な拠点である「中心拠点病院」に指定されている「国立病院機構相模原病院」及び「国立成育医療研究センター」は、国の政策に関する情報提供や各都道府県拠点病院の医療従事者の育成を行うほか、医療電話相談窓口を開設しています。

* 1 厚生労働省「患者調査」（令和 2 年）

* 2 北海道医療機能情報システム（令和 6 年 1 月 1 日現在）

* 3 一般社団法人 日本アレルギー学会ホームページ専門医リスト（令和 6 年 1 月 1 日現在）

【医療電話相談の連絡先】

<https://allergyportal.jp/facility/>

アレルギーポータル国立病院機構相模原病院（成人・小児）

TEL：042-742-7825 国立成育医療研究センター（小児）

TEL：03-5494-8138

(2) 課 題

(医療提供体制等の確保)

- アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療提供体制の整備を通じ、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進める必要があります。

(情報提供・相談体制の確保)

- 国及び学会等と連携し、正しい情報をより分かりやすく住民に提供する必要があります。また、個別かつ多様な相談に的確に対応できるよう相談体制の充実を図る必要があります。

(3) 施策の方向と主な施策

(医療提供体制等の確保)

- 北海道アレルギー疾患医療拠点病院及び地域協力病院と、日々のアレルギー疾患診療を提供している診療所（歯科診療所を含む。）や一般病院、薬局間の診療連携体制の充実に努めます。
- 身近な医療機関において標準的な診療を受けられるよう、国や学会等と連携を図りながらガイドラインの更なる普及に努めます。

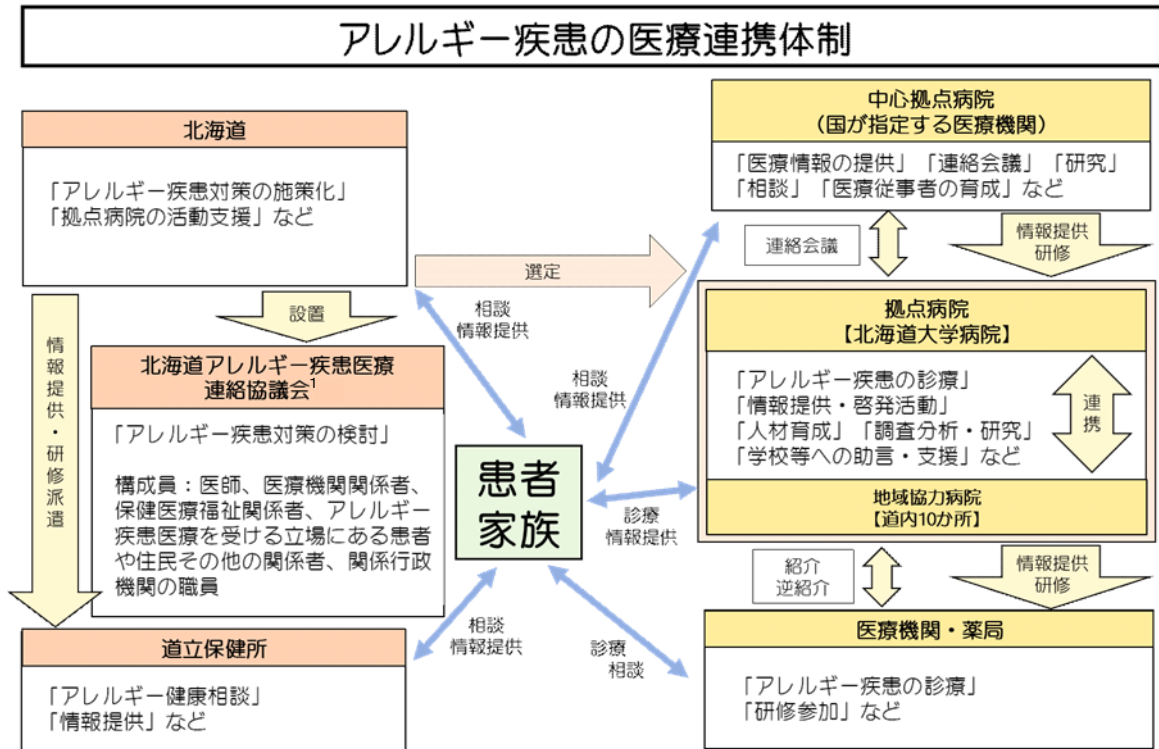
(情報提供・相談体制の確保)

- 国や学会等から最新の情報を収集した上で、市町村等と連携し、地域住民が必要とする情報を分かりやすく提供します。
- 国や拠点病院、関係団体と連携し、ガイドラインに基づく医療機関の適切な患者指導を推進するとともに、患者に対し自己管理方法が分かりやすく情報提供されるよう働きかけます。
- 患者やその家族に対する定期的な講習会や、地域住民に対する啓発活動等を実施します。

(相談体制の充実)

- 講演会や研修情報の提供を行い相談対応に関する資質の向上を図ります。
- 相談内容に応じ専門医療機関を紹介するなど、住民のニーズにあった相談対応に努めます。
- 学校や児童福祉施設等が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対しては、拠点病院からの医学的見地からの助言・支援についての情報を市町村関係部局、教育委員会に提供します。

【アレルギー疾患医療における連携図】



1 北海道アレルギー疾患医療連絡協議会：北海道総合保健医療協議会地域保健専門委員会アレルギー疾患対策小委員会を兼ねる。